

資料 1

第 3 回研究会の指摘事項とその対応

平成21年 3 月11日

国土交通省 港湾局 振興課

第3回研究会の指摘事項とその対応

水域占用の料金について、港湾管理者毎にばらつきはあるのか。

- * 重要港湾（特定重要港湾含む）の港湾管理者（全68管理者）が条例等に規定する水域占用料金について比較を行う。

※ただし、具体の料金を定めていない下記の5管理者を除く63管理者の料金を比較
網走市、石狩湾新港管理組合、下関市、山口県：算定方法のみの規定
岩手県：占用料金に関する規定が無い

- * しかし、料金を定めている用途及びその単位（面積・期間）は様々。
- * よって、用途と単位を下記の通り統一して比較を行った。

用途：棧橋（設定していない場合は「その他の構造物」等の料金）

単位：面積を1㎡、期間を1年あたりに換算

第3回研究会の指摘事項とその対応

水域占用の料金は、港湾管理者毎にばらつきが見られた。

